

神戸空港島将来ビジョン策定支援業務委託 仕様書

1. 業務概要

神戸空港の国際化・発着枠拡大を契機に、神戸空港島（以下、空港島）の戦略的な利活用を図るため、ウォーターフロント再開発をはじめとする周辺プロジェクトとの連携を含めた空港島の立地環境の調査・分析、国内外の事例調査、民間事業者や有識者との意見交換等を踏まえ、今後の神戸空港を含む空港島の土地利用のあり方や導入する機能を検討し、「神戸空港島将来ビジョン」としてとりまとめる。

2. 契約期間

契約締結日から 2024 年（令和 6 年）2 月 29 日

3. 業務内容

(1) 「神戸空港島将来ビジョン」策定に向けた基礎調査等

「神戸空港島将来ビジョン」策定の基礎となる考え方や検討すべき項目、今後の空港島の土地利用における問題点や課題を整理する。

① 空港島の立地環境の調査・分析

2030 年～2050 年を見据えた空港島の外部環境や位置付けを把握するため、以下の項目について調査・分析を行う。

- ・ 関連法規制、インフラ、周辺エリアを含めた土地の利用状況等、現状の把握
- ・ カーボンニュートラルや、エアモビリティ・自動走行車などの次世代モビリティ等新たな技術革新を踏まえた社会・経済の今後の動向
- ・ 神戸空港の運用拡大、神戸ウォーターフロント再開発、都心・三宮再整備、大阪 IR 等、空港島を取り巻く環境変化
- ・ 上位・関連構想・計画の整理
「神戸港将来構想（中期計画含む）」、「神戸ウォーターフロントビジョン」、など
- ・ 空港島の位置付けや期待される役割、その他社会の潮流やメガトレンド等

② 参考及び類似事例調査の実施

土地利用のあり方や導入する機能の検討に向け、参考となる国内外の事例調査を実施する（空港を中心とした都市開発など、調査対象事例を複数提案の上、ヒアリング調査を行う）。

③ 市場調査の実施

空港島の土地利用に関する市場ニーズの把握のため、民間事業者や有識者と意見交換を行い、土地の利活用方法や導入機能に対して、様々なアイデアや意見を収集・把

握する。

なお、実施にあたっては、調査先や手法について複数提案し、本市との協議の上、調査先・手法を決定すること。

④空港島の土地利用等検討

①～③の調査において収集・把握した情報や意見をもとに、2030年～2050年を見据えた中長期的な視点から、空港島の活用方針・基本コンセプト（案）を策定する。

あわせて、空港島の機能、土地の利活用や各施設の回遊性（島内交通などを含む）のあり方を検討・整理し、空港島で展開しうるビジネスモデルを複数案作成するとともに、有効性や実現に向けた課題を検討・整理する。

⑤将来ビジョン座談会の開催支援

2023年（令和5年）9月上旬までに1回の開催を予定する座談会資料の作成及び議事要旨の作成を行う。また、下記の開催支援を行う。

- ・座談会の日程調整
- ・座談会開催の事務支援（会場予約、構成員への資料の事前説明等）

なお、構成員の選定、会場費及び構成員への謝金の支払は本市が行う。

- ・会議結果の作成

⑥中間報告書の作成

①～⑤の業務を整理するとともに、「神戸空港島将来ビジョン」の方向性を含めた中間報告書を2023年（令和5年）9月末までに作成する。

(2) 「神戸空港島将来ビジョン」のとりまとめ

2023年（令和5年）10月末までに（1）の基礎調査等を踏まえ、「神戸空港島将来ビジョン（案）」（以下、ビジョン（案））のとりまとめを行う。

ビジョン（案）のとりまとめにあたり、イメージをわかりやすく示すため、パース図（最大10カット）の作成を行う。なお、パースの作成箇所や視点の選定については、本市との協議の上、決定する。

また、ビジョン（案）のとりまとめ後、庁内外での議論を踏まえ「神戸空港島将来ビジョン」を確定することから、ビジョン（案）の内容に変更がある場合は、適宜速やかに修正対応すること。

(3) リーフレット作成

策定した「神戸空港島将来ビジョン」を共有・発信するためのツールとして、リーフレット（A4カラー）を作成する。作成にあたっては、デザインや見やすさ、アピール性などに配慮して行うものとする。

(4) 打合せ

打合せ協議は、初回、中間4回、最終の6回とする。なお、業務遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打合わせの場を設けるものとする。

4. 成果品

- ・業務報告書
- ・電子データ 1式
- ・紙資料 リーフレット 100部

5. その他

(1) 契約変更等

本業務において、業務内容の変更、または数量の増減が生じる場合は、一定の手続きが必要となるため、本市と十分協議・調整すること。なお、本特記仕様書に明記されていない軽微な事項、または業務の性質上当然必要な些細な検討は、受注者の負担で実施すること。

(2) 本業務の履行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ①本業務の実施にあたっては、業務内容に応じて関連する関係法令、条例、規則要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても遵守すること。
- ②常に本市との連携を密にして業務にあたるものとする。
- ③業務の進捗状況については、本市の指示により適宜報告するものとする。
- ④業務委託仕様書に疑義が生じた場合は、本市と十分に協議するものとする。
- ⑤本市からの入手資料や本業務で作成した資料等は、本業務完了の時点をもって返却すること。
- ⑥本検討に関して知り得た情報及び作成した資料等について、本市の同意なく、第三者に提供してはならない。また、業務終了後も、守秘義務を有するものとする。
- ⑦貸与した資料は、委託業務の完了後、直ちに返却すること。